○国土交通省告示第四十五号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第五条第一項の規定に基づき、装置型式指定規則第五条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定める国を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年一月二十二日

国土交通大臣　太田　昭宏

装置型式指定規則第五条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定める国を定める告示の一部を改正する告示

装置型式指定規則第五条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定める国を定める告示（平成十三年国土交通省告示第千八十八号）の一部を次のように改正する。

別表中「第百二十七号」を「第百二十七号改訂版」に、

| | | |